

令和5年5月第7回 松阪市教育委員会定例会会議録

令和5年5月26日（金）教育委員会室

議決事項

- 議案第16号 松阪市不登校生徒進学支援金給付規則の制定について
議案第17号 （請願1）外部団体への個人情報提供に関する請願について

報告事項

- 報告第29号 松阪市立学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅勤務に関する要綱の一部改正について
報告第30号 令和5年度4月児童生徒の問題行動等について
報告第31号 松阪市教育支援委員会委員の委嘱について
報告第32号 みえ松阪マラソン2023の開催について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	谷 口	雅 美
委員	服 部	美由紀
委員	松 江	茂
委員	安 岡	幹 根

出席事務局職員

事務局長	刀 根	和 宜
事務局次長	金 谷	勝 弘
教育総務担当参事兼教育総務課長	尼 子	宗 成
学校教育課長	三 田	篤
学校支援課長	小 泉	恵 希
子ども支援研究センター所長	御 堂	栄 治
生涯学習課長	池 田	博 紀
みえ松阪マラソン担当参事兼スポーツ課長	若 山	幸 則

傍聴者 1人

午後1時30分 開会

○教育長

ただいまから令和5年5月第7回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

傍聴の申し出がございましたので、私のほうで許可をいたしましたこと、ご報告申し上げます。

それでは、事項書に従い進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

議案第16号「松阪市不登校生徒進学支援金給付規則の制定について」の提案理由を事務局から説明願ひます。

(教育総務課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

制度の概要について、もう少しわかりやすく説明してください。

◎事務局

通信制高等学校が設置する通信教育連携協力施設（技能連携校、サポート校）が市内に2か所ございます。中学校在学時に不登校であった生徒が、通信教育連携協力施設に通う場合には、通信制高等学校の授業料に加えて、ここの授業料も必要となるため、保護者の経済的負担の軽減と、生徒の見守りをしていくという観点から、この事業を実施するものでございます。

○教育長

もう少し補足をさせていただきますと、不登校の児童生徒が、義務教育を終えて次のステージに行こうとした時に、地域の高校や専門学校に行ったりするわけですが、通信制の高校へ進学した場合に、レポート作成のフォローやスクーリングのフォロー、メンタル面でのフォローを行ってくれる通信教育連携協力施設へも入学することが多くあります。その場合、2つの学校に入学金等を支払わなければなりません。

不登校児童生徒の保護者の方と話す中で、子どもが頑張ろうとしているのをしっかりと支援したいけれども経済的負担が大きい、というご意見が出てきます。

高等学校については国の補助がありますが、通信教育連携協力施設には補助がないため、5万円を給付して経済的な支援をするとともに、小中学校で不登校であった児童生徒には相談員がついているのですが、引き続き相談活動を行うことで、小中学校だけでなく18歳まで切れ目なく、心の面での支援ができるシステムを作ろうとするものです。

相談員が学校と連携しながら相談活動を行うため、市外での活動はなかなか難しいということで、市内にある2校に限定させていただきました。

この制度を実施しているのは、全国で長野県だけで、市では松阪市が初めてだと思います。

現在、高校を中退し、該当通信制高校へ編入した生徒にも適用できないかどうか、検討を重ねているところです。この制度は全国的にも例がないため、まだまだ未熟であり、今後、改善していく部分が多くございますので、皆様方のご意見もいただきながら進めてまいりたいと考えております。

何かありましたらお願いします。

高校を中途退学した子どもたちのその後の進路はどのような状況ですか。

◆委員

さまざまです。通信制の高校に移る場合もありますし、そのまま就職していくケース

もあります。とにかく学校として、その後も支える体制というのが大事だと思います。

○教育長

それでは、これより採決に入りたいと思います。
議案第 16 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。
よって議案第 16 号は原案どおり可決いたしました。
次に、議案第 17 号「(請願 1) 外部団体への個人情報提供に関する請願について」の提案理由を事務局から説明願います。
(生涯学習課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、私の方から補足説明させていただきます。
この請願は、県下 29 市町に出されているようです。教育長会でもこの事が話題になりました。
PTA は、社会教育関係団体であり、社会教育法に社会教育関係団体の定義や地方公共団体との関係が定められております。
社会教育法による社会教育関係団体の定義として、公の支配に属しない団体であることや、地方公共団体との関係においても、地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。とされております。
このことから、PTA の入退会のあり方に関する基本的な考えとして、それぞれの PTA で議論し、判断していくべきことと考えており、市教育委員会として、PTA 側からの求めがない限り、指導、助言できる立場ではないと考えているところです。
ただ、学校が困っているという事であれば、学校への支援はしっかりとしていく必要があると考えています。
それでは、事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

◆委員

PTA の加入は保護者の理解に基づくものと、事務局からご説明がありましたが、強制加入ではないという認識で良いのか確認させてください。また、実際、PTA に加入していない保護者はいるのか、確認させてください。

◎事務局

委員のおっしゃるとおり、PTA の加入は強制ではないという認識です。また、PTA の非加入者については、4 月での調査結果によると、市内 47 校の小中学校で、6 人の保護者が加入しておりません。内訳としては、6 校で各 1 人が加入していない状況です。

◆委員

PTA の加入説明はどのように行われているのでしょうか。

◎事務局

PTA 加入に関する説明の有無やその内容は、各 PTA の判断としていただきますので、対応はさまざまでございますが、一般的には、入学前の学校説明会や、PTA 総会の場で、説明

が行われております。説明の方法は、説明資料を作成して説明している PTA もありますし、口頭で説明している PTA もあると聞いております。

◆委員

PTA 会費の口座自動引落としについて、どのような手続きが行われ、また、どのような処理がなされているのか、教えてください。

◎事務局

学校諸費徴収に係る口座自動引落とし依頼書を、保護者から提出していただきますので、学校が依頼を受けた自動引落とし口座から、PTA 会費を学校納付金とともに一括して口座引き落としを行い、いったん、学校管理の口座に入金します。その後、PTA 会費分については、PTA 口座に移しかえるという形を採っております。

このように、学校は、PTA の代理行為として、PTA 会費を徴収しております。

◆委員

PTA 以外の学校の外部団体で、会費の口座自動引落としが行われているケースはあるのですか。

◎事務局

学校が行う口座自動引落としに関しては、PTA 会費以外にはありません。

◆委員

PTA 会費の口座自動引落としについては、学校が PTA の代理行為を行っているという説明でしたが、個人情報保護の観点から、学校側として、対策を打つ必要はないのでしょうか。

◎事務局

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護していくための法律でございますが、市の個人情報保護条例において、口座自動引落としにあたっての同意については、事務の確実性を高めるためにも、書面の方が望ましいとされております。

このことについて、教育委員会事務局から市の顧問弁護士に法務相談を行い、事務局内で検討した結果、学校諸費徴収に係る口座自動引落とし依頼書の様式に、PTA 会費も引き落としする旨を明記することを学校に助言してまいりたいと考えております。

このことは、PTA 会費の支払いに、ひいては学校から PTA への個人情報提供に対し、書面による同意があったものと捉えることが可能となり、学校事務としての確実性を高めることができるものと考えております。

○教育長

事務局から説明があったように、PTA の口座自動引落としについては、それぞれの学校で色々な苦勞があって、状況に合わせて工夫なり、改善が行われていることも申し添えさせていただきます。

他に質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

請願というのは、紹介委員が必要となります。今回、教育長宛てに請願の提出がありましたので、私が委員会で請願を諮らせていただく形になります。

PTA活動というのは、子どもを真ん中に据えて教員とか地域等いろいろなものが子どもの学びを支えていく際に、必要な経費であったり、人的支援であったり、そういうものが円滑に行われていく有意義な活動だと認識しています。

今、新しい子どもたちの学びの中においても、コミュニティスクールのように地域と学校が一体となって支えていく、これが今後の新しい日本型の教育にもなりますので、そういった観点においても、このPTA活動が基盤となり、いかに充実させて子どもたちの学びを支援していく任意団体になっていってもらえるのか、というのは大きな教育的意義があるかと思えます。

紹介委員として、この後、採決に入るわけですが、そういったあたりも踏まえて、しっかりと皆様にご討論をいただきたいと考えています。

○教育長

それでは、質疑はないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

◆委員

PTAは、家庭、学校、地域社会がお互いに協力し合って、子どもたちの健やかな成長のために活動する重要な任意団体と考えています。

その活動は保護者や先生方の善意の活動という枠組みの中で、これからも必要な活動と捉えておりますが、近年、保護者も共働きが増え、また、個人の時間を尊重する風潮もあり、保護者負担となるPTA活動は敬遠されるようになってきているのではないかと危惧しているところです。

今後は、PTAに入会しない保護者も増えてくると予想され、PTAに対して難しい対応が迫られる局面もでてくると思いますが、少なくとも、口座自動引き落としに対する学校の事務処理については、先ほど、事務局から説明があったとおり、しっかり対応したほうが良いと考えています。

よって、本請願については、主訴は理解できますが、そもそもPTA組織のあり方に関しては、教育委員会で議論すべきことではないと考えており、「採択」する案件ではないと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長

他にありませんか。

◆委員

学校における個人情報の取扱いについては、非常にデリケートな部分がありますので、基本的には、書面等を利用する等、適正な処理が必要であると思えますので、請願の主訴としては理解できる部分はあります。

しかし、学校はPTA事務局の役割を担ってはいるけれども、学校が、外部の団体に個人情報を提供しているわけではないと思えます。

PTAの同意書の取扱いを含む入退会のあり方については、それぞれのPTA組織で議論し、判断していくべきことであり、教育委員会はPTA側の求めがない限り、指導・助言できる立場ではない、という区別をしていかなければならないと思っています。

そのようなことから、PTAに関する部分については、教育委員会や学校に言うべきことではないとの考えから、「採択」する必要はないと考えます。

○教育長

報告事項がすべて終了いたしましたので、「その他」に入ります。
委員の皆様から何かございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

本日は、盛り沢山の内容でございました。

請願につきましては、不採択ということで通知をさせていただきます。ご理解いただきたいのは、PTA 活動については、各学校で本当に丁寧に議論を進めていただいております、改善すべき点はしっかり改善し、PTA の活動に対するご理解とか、活動はしっかり進められているところです。教育委員会としても各学校の PTA 活動について理解し、一緒に汗をかくべき部分については、汗をかいていきたいと考えています。今後も教育の根幹となるのは、それぞれの部分での信頼関係です。そういった信頼関係を結んでいく上でも、PTA 活動というのは大きな意義があるものだとして認識しています。今後とも委員の皆様方のご意見、ご協力を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○教育長

それでは、最後に事務局から次回の定例会の日程報告をお願いいたします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、

6月20日火曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○教育長

それでは、これもちまして、令和5年5月第7回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時13分 閉会